

## 教皇レオ 13 世の回勅『レールム・ノヴァルム』の視点から考える 「発達障害者支援法」の諸問題と是正案

立木正久

### 1. はじめに

本稿は「発達障害者の労働問題」について、キリスト教の観点から福音の光をあてた論稿である。全くの偶然なのだが、筆者は勤務先（茨城大学）で所蔵している教皇レオ 13 世の回勅『レールム・ノヴァルム—労働者の境遇について—』<sup>1)</sup>（1891 年公布）に触れたことが原因で、2005 年 4 月施行の発達障害者支援法（以下、支援法）<sup>2)</sup>には成文上、労働問題への具体的な配慮や保障が欠如している問題点があることに気がついた。

回勅『レールム・ノヴァルム』は、産業革命後の世界において資本主義社会の弊害として生じた“労働問題”の改善策をキリスト教的に論じた古典資料であり、1919 年に創設された国際労働機関（ILO）の理念的背景となるなど不朽の名著となりえている。ここでいう「回勅」とはカトリック文書にはなじみがないプロテスタントの方々にわかりやすく説明すると、日本では「ローマ法王」と呼ばれている、カトリック教会全体の代表者でもあるバチカンの「教皇」が世界中に向けて発表する施政方針のような公文書である。

発達障害は支援法第 2 条に規定されているように、ある程度の矯正はできても完治しない脳機能の障害であるため、子どもの発達障害児もいずれ大人になり就労につけば、回勅『レールム・ノヴァルム』の主題である「労働問題」に直面する時がくるであろう。

そこで本稿ではこの回勅の観点から、現行の支援法及び関連する障害者法の諸問題につ

いて、キリスト教的な是正案を労働問題に専ら重点をおいて論じることを研究目的とする。本研究は基本的には歴代教皇の諸回勅にもとづいたことを了承願いたい。

### 2. 発達障害とは何か？

「発達障害」とは近年、学校の教育現場において関心が高まっている新しい障害である。そのため、これまでは特別支援教育の分野から発達障害の問題が語られる事例が多々見受けられてきた<sup>3)</sup>。キリスト者が「発達障害者の労働問題」に関する法律改正私案という特定分野のみに絞り論じた学術的な先行研究は殆ど例をみない<sup>4)</sup>。しかし、ある医師が「その半数は失職しています」と新聞<sup>5)</sup>で語っているように、子どもの発達障害児には成人後に長期安定就労生活を送るうえで様々な困難が待ち受けている。そこで本稿では、子どもの将来の幸福についてもキリスト教の視点から考えるため、就学後の就業をも念頭にいれ、未開拓の研究分野だが、制度の谷間にある障害者を救済する意図であったはずの現行支援法に欠落している「労働問題」を補う法的是正私案の提言を若干預言的な意味もこめ論ずることをテーマとしたい。

本論に入る前に発達障害の定義を述べる。実は筆者自身も、支援法の第 2 条に定義される「脳機能の障害」を原因とした広汎性発達障害者である。広汎性発達障害とは、①対人関係が苦手で、社会性やコミュニケーション能力が欠如している ②興味・活動が限局さ

れ、「こだわり」が強く、反復的な行動がみられる ③相手の気持ちが読めない「想像力の欠如」などの特徴<sup>6)</sup>を、児童期から生涯にかけて有する障害である。先天的な脳機能の障害によっておきるもので、身体障害と違い一見すると障害者にみえない。

発達障害にはこのほかに、落ち着きがなく集中力に欠けるADHD（注意欠陥・多動性障害）<sup>7)</sup>、読み・書き・計算等に能力障害があるLD（学習障害）<sup>8)</sup>がある。また発達障害は知的障害と違い、知能指数に遅れがないため「療育手帳」が交付されず、現行法下では人権擁護の観点から必要不可欠なはずの「発達障害者手帳」の付与対象とされない軽度障害とみなされているがゆえに、一般社会生活における適応の困難という面では、身体障害や知的障害よりもむしろ深刻である。さらに社会保障制度上の矛盾点でもあるのだが、「日本の手帳制度のように機能障害別（身体障害・知的障害・精神障害）に分断され、各々の障害の範囲や程度を規定し、証明となる手帳を交付するという仕組みは、国際的にはほとんどみられない」<sup>9)</sup>ことにご留意いただきたい。ICF<sup>10)</sup>では「社会モデル」で障害の定義を捉えているのに、現行法第2条では「脳機能の障害」と規定しているとおおり、「医学モデル」で発達障害の定義づけを行っていることも時流にそぐわない齟齬である。

『聖書』ルカ福音書5章12－16節にみられる「皮膚病にかかった人」に対するイエスとは違う当時の人の冷淡さと同様、日本人が「心を閉ざす精神病」と偏見や差別の目で見がちな「自閉症」も発達障害の一つだが、筆者は別の診断名の広汎性発達障害者である。したがって筆者は、健常者や他の異なったタイプの障害者と違い、社会常識に合った判断をすることが困難な障害を有しつつ、ある大学図書室に1989年より勤務している。

この分野に関する先行研究が殆ど未開拓なうえ、筆者は脳機能の障害を原因とした発達

障害を有するゆえ、論旨に不適切な表現や、法に対する認識不足や誤解等も種々あるであろうが、可能な限りの努力をして現行法の不備を補う是正私案を順次論じることとする。

### 3. 『ルールム・ノヴァルム』のポイント ——現行法の労働問題に対する配慮の欠如

教皇レオ13世（在位1878～1903）は、1891年に公布した労働問題を扱った回勅『ルールム・ノヴァルム』の中で、「国家の元首は、まず、法律や制度の全体によって、全般的な協力を実行しなければならない」<sup>11)</sup>という社会的教えにより、現代の障害者の不幸な境遇とある意味で共通した面があるかもしれない産業革命後に生じた当時の悲惨な労働者階級の救済には、キリスト教会だけではなく国家の協力が必要であることを訴えている。日本のプロテスタント教会では無名の存在だが、この回勅は今日の労働法の源泉でもある<sup>12)</sup>。

さて支援法は、超党派の議員連盟による議員立法でまとめられ、平成16年12月3日の参議院本会議で全会一致で可決成立した<sup>13)</sup>。この支援法は労働法等とともに「社会法」という分野の法律である。

だが、実際に発達障害を思いながら一般就労についている筆者の目からみると、この法律には重大な問題点がある。それは発達障害を有する労働者の人権擁護や就労につくうえで必要なはずの「発達障害者手帳」がないこと、つまり子ども中心で具体的な就労保障策のない“労働問題”への配慮の欠如であり、罰則のない理念法に留まっていることである。同時に本来なら二次障害の予防に主眼をおいているはずの発達障害の早期発見・早期療育の効果を過信して構成されていることもこの法律の欠点である。現に、ある児童精神科医は、「現代の医学や心理学、教育学では、

自閉症を『治す』ことはできません。たとえ高機能であっても、それは同じことです。』<sup>14)</sup>と明言している。実際、法施行後も発達障害者の就労の困難さを顕す一例が日本自閉症協会編『かがやき』第6号<sup>15)</sup>で報告されている。

にもかかわらず、「労働問題」への配慮が欠けたのは、平成16年2月から厚生労働省と文部科学両省が開いた「発達障害支援に関する勉強会」等<sup>16)</sup>や内閣委員会をはじめとした国会等での審議過程において、発達障害の早期発見や支援といった子どもの成長過程に重点をおき、児童期よりもむしろ成人後に就労についたあと、「目に見えない障害」ゆえに職場で困難な課題に直面することを念頭に置かず議論が行われたことにも問題がある<sup>17)</sup>。

施行後における発達障害関係の審議会の状況を概観すると、法律の主な目的が子どもの発達障害の早期発見・早期療育にあるため、平成17年12月8日発表の中教審答申<sup>18)</sup>にみられるように少々教育的支援に比重を置いた傾向がある点も気懸りである。

それはさておき、一般では考えられないことで、語弊がありうることをお詫びしたうえで述べると、療護施設等の福祉施設がまがりなりにも整備されている身体障害者等と違い、発達障害者には「発達障害者療護施設」といえる福祉施設がない。そのため支援法は本来であれば回勅『レールム・ノヴァルム』の主題である「労働問題」をも念頭に置いた法体系になっていなくてはならない。しかし現行法は、あくまでも子どもの発達障害児の早期発見・早期療育を謳った特別支援教育の段階が中心となっていることから、就労後の労働問題への具体的配慮が残念ながら成文上ほぼ皆無である。しかも「努めなければならない」というごまかしの努力規定に留まり、労働者たる発達障害者への人権侵害があった場合の罰則がなく、この法律は当事者の立場に立った強行法規となっていない。

『レールム・ノヴァルム』公布からほぼ70

年後の1962年10月に勃発したキューバ危機に伴う米ソ間の核戦争未遂事件で全人類が破滅の窮地<sup>19)</sup>に立たされていたとき、当時のバチカンの教皇ヨハネ23世（在位1958～1963）は“善意あるすべての人々へ”世界平和を訴えるため回勅『パーチェム・イン・テリス（地上の平和）』（1963年公布）を国連加盟国に公式に贈呈した<sup>20)</sup>。キューバ危機直後の国連総会でも取り上げられた同回勅<sup>21)</sup>のなかで、教皇ヨハネ23世は、「身体障害……のために生活の手段を奪われたときは、保障を受ける権利がある」<sup>22)</sup>と述べ、世界平和だけでなく、身体障害者の生存権についても言及した。視力障害のある堀木フミ子氏の提訴によってはじまった堀木訴訟<sup>23)</sup>にみられるように、身体障害者はじめ従来の障害者と発達障害者との間には、人権獲得運動の歴史に違いがあることは筆者も認める。けれども、種々問題はあっても福祉施設がそれなりに整備されるようになった他の障害者と比べると、発達障害者に対する法的支援は端緒にいたばかりとはいえ、その差は歴然としている。施行後の運用過程において、厚労省としても、「発達障害者就労支援者育成事業」<sup>24)</sup>等の諸施策を次第に講じはじめたが、成人当事者への支援策や一般社会の理解の遅れ<sup>25)</sup>はいまだに歪めない。

レオ13世は回勅『レールム・ノヴァルム』の中で、「国家の元首は、まず、法律や制度の全体によって、全般的な協力を実行しなければならない。（略）実際、これが、賢明な国家の元首の役割であり、すべての為政者に固有の義務である」と述べ、為政者に、法律と公権をもって人権を衡平に守る重要性を強調している。これら回勅の精神を発達障害者を取り巻く現下の諸問題と照らし合わせれば、現行法の欠陥の本質は明らかである。即ち回勅『レールム・ノヴァルム』を貫く「国家の元首は、まず、法律や制度の全体によって、全般的な協力を実行しなければならな

い」という、発達障害者に対する国の労働福祉政策の大原則が、理念だけで具体性や罰則のない現行法のもとでは軽視されているのである。

筆者の障害である広汎性発達障害をはじめ、自閉症やアスペルガー症候群等の「発達障害」は、前述のとおり早期発見・療育・教育支援等を施しても完治しないだけでなく、“見えない障害”であるがゆえに従来の障害とは違い周囲の無理解を招きやすく、就労面でさまざまな困難をきたす。これまでの社会福祉に関する研究方法とは趣が異なるが、教皇回勅（ローマ法王の公文書）を「発達障害」という現代の新しい社会問題と照らしながら考察するとき、発達障害者の就労面での問題点にも視野を広げる必要があると思われる。

#### 4. 手帳制度の矛盾と歴代教皇回勅の指摘

一例を挙げてみる。あくまでも“言葉のあや”にすぎないことをご了承願いたいのだが、教皇ピオ11世（在位1922～1939）は旧ソ連のスターリン政権を糾弾した回勅『ディヴィニ・レデンプトリス（無神的共産主義について）』（1937年公布）において、「共産主義の奸策を警戒せよ」<sup>20）</sup>という含みのある言葉で不気味な予言をしている。

厚生労働省（以下「厚労省」）が平成21年5月15日に発表した障害種別の就職率<sup>27）</sup>によると、現行法のもとでは発達障害者手帳がない発達障害者の就職率が29.2%なのに対し、療育手帳が取れる知的障害者の就職率は48.8%、身体障害者手帳が取れる身体障害者の就職率は34.7%、精神障害者保健福祉手帳が取れる精神障害者の就職率は33.2%となっており、発達障害者の就職の困難さがうかがわれる。

極論がありうることをお詫びするとピオ11世の回勅は、「障害者手帳がある他の障害者と違い、人権擁護上必要な発達障害者手帳

を付与されない“支援法の『奸策』を警戒せよ”という警鐘かもしれない。ピオ11世は独特の表現で早くも手帳の有無という法の不備を起因とする障害者間の差別の助長を予見したのではないかと筆者は考える。

本来なら現行法の第3条（国及び地方公共団体の責務）4号の末尾に、「ゆえに国の責務として、発達障害者手帳の交付を行うものとする」という一文が明記されていなくてはならない。しかし現実には手帳交付規定がないうえに、「努めなければならない」という、人権侵害の際の罰則のない欺瞞的な努力目標条文である“『奸策』条文”を随所で巧みに用いているため、健常者と障害者間だけでなく障害者間の「雇用機会の不平等」をも引き起こした法律といえる。発達障害者手帳交付通達を発しない厚労省の姿勢にも疑問を感じる。

『レールム・ノヴァルム』から約半世紀を経た1939年に教皇ピオ12世（在位1939～1958）は、ナチス・ドイツの人種差別や国家至上主義を非難した回勅『スムミ・ボンティフィカツス（世界の平和）』の論中で、「全人類は、“権利”から見ても、事実から見ても、一体である」<sup>28）</sup>と喝破し、障害者間にも平等に“権利”が法律で付与されるべきであるという趣旨の発言をした。話は少々それるが、注意力が散漫で多動性が著しい特徴をもつADHD（注意欠陥・多動性障害）という発達障害者の支援団体である『NPO えじそんくらぶ』のウェブサイトにある「ニューズレター」vol.19<sup>29）</sup>を参照すればお分かりのとおり、わが国の現状は、発達障害者の“権利”が守られているとは言い難い。不適切な比較を各位にお詫びすると、身体障害者手帳が交付され職場での人権が極めて不十分だがある程度で法律で守られている身体障害者と違い、発達障害者手帳がないために、勤務先の産業医が発達障害者手帳に基づいて事情説明を職場の従業員にできないため仮に就職できたとしても周囲の理解がなくその人の潜在能

力を十分に発揮できる前に職場内で嫌がらせを受け早期に離職するケースが多いのが従来の実情である<sup>30)</sup>。

身体障害者・知的障害者・精神障害者には(原則として)ある障害者手帳が、発達障害者にはない。つまり、「発達障害者手帳」交付規程を明記しないという法的差別を設け、健常者と障害者間はおろか障害者間の格差まで事実上煽動している支援法は、『聖書』が謳う「万人の救い」<sup>31)</sup>という、社会福祉思想と共通するキリスト教の「人間の平等の精神」や“人類愛”を完全に否定する誤謬であると弾劾せざるを得ない。

ましてや、人権侵害の際の罰則を明記した障害者差別禁止法が日本にはない現状を考えると、現行の支援法下で代用手帳として使用されている「精神障害者保健福祉手帳」は、雇用主から重症の精神病と間違われ、知的障害者を対象とする「療育手帳」と違い、悪用される惧れが極めて高いのである。

この誤謬について、その後の回勅はどのような喩えで現行支援法を揶揄しているか、筆者独自の観点から考察を試みてみる。

教皇パウロ6世(在位1963～1978)は、国際的な発展の問題について語った回勅『ポプロールム・プログレシオ(諸民族の進歩推進について)』(1967年公布)の中で「発展向上させるべきものは、人間のすべての次元にかかわる“ヒューマニズム”であります」<sup>32)</sup>と暗示している。具体的な支援策云々よりも、就労や人権擁護のうえで必要な「発達障害者手帳」がなく、発達障害の障害名だけを条文で丸裸にして何の保障もせず、社会的差別を現実には増幅している支援法には、発達障害者を思いやる「ヒューマニズム」が微塵も感じられず、「人間の尊厳」を重視するカトリック的社会倫理精神に著しく反するものである。『聖書』が提唱する「最も大なるものは、愛である。」(コリントの信徒への手紙13章13節)という隣人愛にもそぐわない。

さらに教皇ヨハネ・パウロ2世(在位1978～2005)も回勅『働くことについて(ラポーレム・エクセルチェンス)』(1981年公布)で、「障害者はすべての権利をもつ主体ですから、社会生活のあらゆる面に……参加できるように助けられるべきです」<sup>33)</sup>と呼びかけた。だが現行法には「発達障害者手帳」交付規程がないため、前出の厚労省発表の障害種別就職率に見られるように、統計上、発達障害者を企業が採用しても原則的には障害者雇用率にカウントされない事情等もあり、国からの助成金の支給対象とならない歪みが生じている。現状、自閉症やADHD(注意欠陥・多動性障害)等の発達障害者を積極的に障害者雇用扱いとして雇用する必要性を企業側に感じさせないのである(※ただ助成金問題については2009年度に「発達障害者雇用開発助成金」<sup>34)</sup>が創設されたことで幾分事情が改善されたことをお断りしておく)。

他の異なる障害者への誤解がありうることを承知の上で、ことさらに問題提起をするならば、当事者でもある筆者からみると、発達障害者だけが「参加できるように助けられないようにすることを支援法は手帳制度に障害者間の谷間を設けることによって後押ししているのも同様である。前出の厚労省発表のデータが障害者間の就職率の不均衡を明白に示しているように、手帳制度の矛盾はある意味で障害者間の「雇用機会の格差」を引き起こしている現象といえるのではなかろうか。このように歴代教皇の諸回勅というキリスト教文書の観点から考察すると、現行法は就労の現場において発達障害者手帳の欠落という重大問題が絡む矛盾をきたしている。法の不備を補ううえで必要な手帳交付通達を発しない厚労省は国の責務を果たしていない。

そのうえ、教皇レオ13世の前述の回勅での社会的教えに照らした障害者権利条約を批准するうえで必要な障害者差別禁止法<sup>35)</sup>や人権救済機関および障害者虐待防止法が、いま

だに日本では整備されていないことも重大問題であるといわなければならない。特に、特別支援教育との関連から言及すると、障害者虐待防止法がわが国にない現状は、キリスト教的教育の点からみても児童虐待にあいやすい広汎性発達障害や ADHD（注意欠陥・多動性障害）を有する子どもたちに暗い影を及ぼすのではないかと憂慮を抱いている<sup>30)</sup>。

さらに、現行法の運用強化以前の問題として、障害者差別禁止法がない日本では合理的配慮の概念が熟していないため、子どもの発達障害児が大人になってから就労についたあと職場で「採用時に障害名を隠した（嘘をついた）」という理由で解雇等の不利益を蒙る恐れがあるのではないかと筆者は危惧を抱いている。

## 5. 教皇レオ 13 世の回勅に照らした発達障害者の労働問題に関する是正案

このような“目にみえない障害”である発達障害者の「労働問題」を法的にどのように改善したらよいか、いくつかの是正私案について、教皇レオ 13 世が回勅『レールム・ノヴァルム』の論中で高く掲げている、ILO（国際労働機関）でも採用<sup>37)</sup>された愛と正義に満ちたキリスト教的メッセージを理念にすえ、当事者でもある筆者の脳裏に去来する考えの一端をカトリック的に提言したい。今後の指針の一助として戴ければ幸いである。

第一歩としては、前出の「国家の元首は、まず法律や制度の全体によって、全般的な協力を『実行しなければならない』」という、回勅『レールム・ノヴァルム』の大原則をもとにして、まず、現行支援法の第 3 条 4 号の末尾に、「このため、国の責務として、医師による発達障害の診断書に基づき、発達障害者手帳の交付を実行しなければならない」という条文を、極力早急に明記するよう具体的な取り組みを提言したい。

ただしその際は、手帳交付規程条文を明記する法的根拠の設定が肝要となる。現行の関連法体系下で最上位の理念法となっている『障害者基本法』の第 2 条は、「障害者」を身体障害・知的障害・精神障害の 3 障害のみと規定している。障害者の定義がこのままでは狭すぎるため、「発達障害」という文言を盛り込むよう改正する必要がある。『障害者基本法』に「発達障害」を明記することは、発達障害者の雇用義務化を図るよう障害者雇用促進法を改正する法的根拠としても必要である。さらに、前述のような矛盾をきたしている現行の手帳制度よりも、新法で対応する際は、障害の種類を問わない統一した「証明書（社会参加カード）」のほうが望ましいのではないかと個人的には考える。

「見えない障害」に対する周囲の無理解のため長期安定就労が困難となっている発達障害者の「労働者の境遇」の救済策については、回勅『レールム・ノヴァルム』の主題である「労働問題」の項目を支援法の第十条 3 として新設し、「発達障害者人権保護規定」の明文化を考えるべきである。ILO には、レオ 13 世が提唱した (1) 労働の譲渡不可能な人間の性格、(2) 組合権、(3) 適切な生活賃金、(4) 適切な労働時間の保障、(5) 週休制、(6) 児童青年の労働の限定、(7) 労働面における婦人の平等待遇、(8) 外国人労働者の人権、(9) 国家には労働者を保護する法律の適用を保障する『査察組織』をつくる義務——という一般原理<sup>38)</sup>が導入されている。この原理を支援法に「発達障害者人権保護規定」として反映すれば、労働者たる発達障害者の不幸な境遇<sup>39)</sup>を改善する処方箋となろう。

特に、“「国家には労働者を保護する法律の適用を保障する『査察組織』をつくる義務がある」という一般原理として、ILO 創設の際の理念的バックボーン<sup>40)</sup>にもなった「国家はすべての市民の権利を保護し、これをおかすことのないよう警告し、おかしたものを処

罰しなければならない<sup>41)</sup>というレオ13世の警鐘は、法律と公権をもって発達障害者の長期安定就労を保障する上で特記されるべき点であろう。日本の場合、すでに『査察組織』に相当するものとして労働基準監督署が設置されているが、目に見えない発達障害を有する労働者の職場での人権を擁護するため、労働法規違反が事業所であった場合、労働基準法第102条を参考にした労働基準監督官による司法警察権行使条文を前述の「発達障害者人権保護規定」の中で具現化するように一考したほうがよいかもしれない。

しかしながら、ある児童精神科医が、「この法律によって、これまでは障害と認定されなかった高機能広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害、学習障害などのいわゆる軽度発達障害が、発達障害と認定されることになり、地域での幼児期から就労までの一貫した障害者支援が実現することになりました。……教育、医療、福祉、司法などにおいて大きな問題となっていることについてそれぞれの分野において、遅ればせながらやっと気付かれるようになってきました。」<sup>42)</sup>と述べているように、支援法の趣旨は啓発法であり発達障害の早期発見・早期療育を謳っているため、労働問題を念頭に置いてはいない。

この医師の見解が物語るように、“子ども中心の現行の啓発法を労働問題に重点をおいた実効力のある強行法規に作りなおすべきである”、という当事者でもある筆者の主張が政府や行政当局において容認される可能性は皆無である。

それゆえ、諸般の事情で法改正が不可能であるのであれば、難題ではあろうが、次の7点も含め新法（たとえば『発達障害者労働・福祉法（仮称）』や『障害者差別禁止法（仮称）』等）に、前述の回勅『レーラム・ノヴァルム』の中心テーマであり、かつ本稿の研究目的でもある「労働問題」に関する詳細な条項を、現行の手帳制度にかわる統一した前出

の「証明書（「社会参加カード）」交付規程とともに反映することを提言する。

反映されるべき「労働問題」に関する条項の7点の一つ目として、前出の「国家はすべての市民の権利を……おかししたものを処罰しなければならない」という『レーラム・ノヴァルム』での勸告を障害者施策に反映するため、見えない発達障害を有する労働者に対し、職場における種々の嫌がらせや退職強要等を行った事業所には、国の責務として所定額の罰金および公表という厳罰規定を新法の一つとして想定される『障害者差別禁止法（仮称）』等に明記すべきである。法律と公権で発達障害者の長期安定就労を保障するため、現行法や関連法を見直し不備のある面を補う法整備の審議をすすめることは喫緊の急務である。

第2点目として、『レーラム・ノヴァルム』が謳う「労働者の肉体の保護」<sup>43)</sup>という趣旨の記述をもとに、産業医と主治医の交流義務を明記し、産業医が主治医代理で行う医学的説明により、職場の人たちにも肉眼でみえない発達障害への理解が増すようにし、発達障害を有する「労働者の肉体の保護」を図れるよう法制化の一考も重要である（但し、その際、守秘義務の問題もあるため、関連する医師法や労働安全衛生法等の見直しも必要である。また産業医との交流義務に違反した主治医に対する罰則も明記すべきと考える）。

第3点目に、回勅『レーラム・ノヴァルム』論中の「労働者側においても、多くの利益を国家に“保護”してもらわなければならない」<sup>44)</sup>という指摘、すなわち公権による「労働の保護」<sup>45)</sup>ともいえる記述を参考にした、「ジョブコーチの配置義務」を法律に明記し円滑な業務遂行の支援を図るべきであろう。現状でも企業によっては各種機関に依頼してジョブコーチが派遣されているが、何らかの障害を有する労働者“保護”の観点から法律で義務化したほうが望ましいのではないかというのが筆者の私見である。

第4点目として、前出の回勅にみられる「労働の保護」という趣旨の記述に落想点を得て、発達障害者の能力レベルを勘案した適正部署への配置勧告条文も法律に明記し、発達障害者の“労働の保護”を制度化すべきではないか。

第5点目には、『レーラム・ノヴァルム』の「国家が労働者について“配慮”することは、衡平の要求するところである」<sup>46)</sup>という理念を法政策に反映するため、発達障害者の社会性の欠如を補う“配慮”をした「発達障害者就業規則」の作成届出義務を法制化すべきことを提案する。

第6点目として、レオ13世が回勅『レーラム・ノヴァルム』の論中で問いかけている「労働者の境遇を改善するために、“他の手段”に頼る必要」<sup>47)</sup>という一種の妥協策を参考にし、法整備までの暫定措置の“他の手段”として、厚生省事務次官名で全国の事業所に「発達障害者就業規則」作成通達を速やかに発する前向きな取組みを国に提言したい。

第7点目の是正私案は非キリスト教国・日本では困難を伴うかもしれないが、教皇レオ13世がキリスト教的愛徳の実現をめざすため、前出の回勅で『聖書』を引用して「あまれるものをほどこせ」（ルカによる福音書11章41節）<sup>48)</sup>と呼びかけているように、健常者と障害者が同じ職場で相互に助け合いながら職務を遂行する前提条件として、インクルージョン教育の促進や各種障害者のための労働法の整備は必要不可欠であろう。

このほか関連する障害者法の見直しとなるが、同回勅の主題である「労働問題」に照らした「発達障害者の雇用義務化」を謳うためにも、障害者雇用促進法第2条や同法第37条は改正しなければならない。またレオ13世が同回勅の冒頭で述べている「人間の共通の救い」<sup>49)</sup>という言葉をもとにして、全ての種類の障害者の職場での人権を「共通」に分け隔てなく擁護するため、人権侵害があっ

た場合の罰則を伴う前出の障害者差別禁止法を早期に制定することも緊急の課題である。むしろ、レオ13世が同回勅の中で「労働者は、自由な、衡平にかなった契約によって約束した労働をことごとく、しかも、忠実に実行しなければならない」<sup>50)</sup>と説いているように、健常者と違い能力的限界はあっても発達障害者自身も各自の能力に応じて「労働者の義務」を果たすべきことはいうまでもない。

## 6. おわりに

以上のとおりILO（国際労働機関）創設の理念となったカトリック古典資料である教皇レオ13世の回勅『レーラム・ノヴァルム』の趣旨に照らしながら、「労働問題」という観点から、近年、特別支援教育の分野で関心が高まっている発達障害の問題を論じてきた。

筆者自身、広汎性発達障害という不治の障害を思いながら一般就労について20年以上になるが、“見えない障害”からくる生活上の適応の困難さは、健常者や他の種類の障害者の想像を絶するものである。当事者でもある筆者の個人的見解としてお断りすると、発達障害児の特別支援教育を円滑にすすめていく鍵は、子どもたちが成人になってから人間らしく働くことができるようにするうえで不可欠な、長期安定就労を保障する「労働問題」に対応した法律や制度の設計を、国や行政としても今後、どのように構築していくかにかかっているのではないかと考えている。もちろん、当事者自身の努力もかかせない。2007年に高村外相（当時）が国連本部で障害者権利条約に署名<sup>51)</sup>した事情もあり、同条約批准に必要な国内法整備は懸案事項となっているため、今後の動向を見守る必要がある。最後に、より多くのキリスト者が発達障害の問題に取り組まれることを願い筆を終える。

（茨城大学）



## 【注・引用文献】

- 1) 中央出版社編『教会の社会教書』中央出版社、1991年、15 - 117 ページ。
- 2) 菅野和夫編『六法全書 平成22年版』有斐閣、2010年、4652-4653 ページ。
- 3) たとえば田中康雄『軽度発達障害のある子のライフサイクルに合わせた理解と対応』(学研、2006年)が特別支援教育の分野から発達障害の問題を捉えた典型例である。
- 4) 例外は、立木正久『『発達障害者支援法』の問題点、三たび』『福音と社会』第49巻3号、カトリック社会問題研究所、2010年6月、76-83 ページにみられる学術論文ではない読者の意見であろう。
- 5) 『東京新聞』2010年4月23日、朝刊生活面12面。
- 6) 佐藤泰三・市川宏伸編『臨床家が知っておきたい「子どもの精神科」：こころの問題と精神症状の理解のために』医学書院、2002年、88-89 ページ。
- 7) 同、91 - 93 ページ。
- 8) 内山登紀夫編著『高機能自閉症・アスペルガー症候群入門』中央法規、2002年、40-41 ページ。
- 9) 茨木尚子〔ほか〕編著『障害者総合福祉サービス法の展望』ミネルヴァ書房、2009年、268 ページ。
- 10) 同、43, 167, 172, 173 ページ。ICFはWHOが2001年に定めた“International Classification of Functioning, Disability and Health (国際生活機能分類)”の略称。
- 11) 中央出版社編、前掲書、66 ページ。
- 12) 同、157 - 158 ページ。
- 13) 『茨城新聞』2004年12月4日、朝刊第3社会面21面
- 14) 内山登紀夫編著、前掲書、45 ページ。
- 15) 尾崎ミオ「本人の声に耳を傾けて！」『かがやき』第6号、日本自閉症協会、2010年3月、40-43 ページ。
- 16) 福島豊『『発達障害者支援法』成立までの経緯』『市民政策』第40号、市民がつくる政策調査会、2005年4月、23-30 ページ。
- 17) 第161回臨時国会衆議院内閣委員会(平成16年11月24日)議事録および第161回臨時国会参議院内閣委員会(平成16年12月1日)議事録(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/01/dl/s0118-7e.pdf> (2010年8月1日確認))。
- 18) 中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」(平成17年12月8日発表)([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukuo0/toushin/05120801.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukuo0/toushin/05120801.htm) (2010年8月1日確認))。
- 19) シュルタイス, M.J.『カトリック社会教説』ドン・ボスコ社、1989年、62 ページ。
- 20) デンツィンガー, H. 編『カトリック教会文書資料集』エンデルレ書店、2002年、621 ページ。
- 21) マタイス, A.『地上の平和論』理想社、1965年、12 - 13 ページ。
- 22) 教皇ヨハネ23世回勅『パーチェム・インテリス』中央出版社、1963年、8 ページ。
- 23) 小川政亮著作集編集委員会編『小川政亮著作集5：障害者・患者・高齢者の人として生きる権利』大月書店、2007年、18 - 19 ページ。
- 24) 厚生労働省編『厚生労働白書』平成21年版 ぎょうせい、2009年、202 ページ。
- 25) 『茨城新聞』2010年5月30日、朝刊地域面16面。
- 26) 教皇ピオ11世回勅『ディヴィニ・レデンプトリス』中央出版社、1959年、124 ページ。
- 27) 厚生労働省平成21年5月15日付報道発表資料「ハローワークにおける障害者の就職件数、横ばい(平成20年度における障害者の職業紹介状況)」(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/05/h0515-1.html> (2010年8月1日確認))。

- 28) 教皇ピオ12世回勅『スムミ・ポンティフィカツス』中央出版社、1962年、60ページ。
- 29) NPO 法人えじそんくらぶ「ニューズレター」vol. 19 (2005年4月号) 引用 (<http://www.e-club.jp/report/newsletter/628.html> (2010年5月25日確認))。
- 30) 佐々木正美監修『大人のアスペルガー症候群』講談社、2008年、47-93ページ。
- 31) 共同訳聖書実行委員会〔訳〕『新約聖書；詩編付き』日本聖書協会、1989年、288ページ。
- 32) 教皇パウロ6世回勅『ポプロールム・ブログレシオ』中央出版社、1967年、43ページ。
- 33) 教皇ヨハネ・パウロ2世回勅『働くことについて : Laborem Exercens』カトリック中央協議会、1981年、85ページ。
- 34) 厚生労働省編、前掲書、202ページ。
- 35) DPI 日本会議編『障害者権利条約でこう変わるQ&A』解放出版社、2007年、99ページ。
- 36) 杉山登志郎『発達障害の子どもたち』講談社、2007年、148ページ。
- 37) 赤間剛『バチカンの秘密』三一書房、1985年 136-137ページ。
- 38) 中央出版社編、前掲書、154 - 155ページ。
- 39) 杉山登志郎、前掲書、107 - 108ページ。
- 40) 新井修『教皇264代の系譜』フリープレス、1981年、231-232ページ。
- 41) 中央出版社編、前掲書、同、79ページ。
- 42) 杉山登志郎編著『アスペルガー症候群と高機能自閉症』学研、2005年、194-195ページ。
- 43) 中央出版社編、前掲書、82ページ。
- 44) 同、80ページ。
- 45) 同、80ページ。
- 46) 同、69ページ。
- 47) 同、66 - 67ページ。
- 48) 同、52ページ。
- 49) 同、18ページ。
- 50) 同、47ページ。
- 51) 『朝日新聞』2007年9月29日、夕刊第2総合面2面。